

諮問に対する答申

第1 審議会の結論

田川市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月12日付けで行った情報の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）において非開示とした情報のうち、別表業務提案書の内容欄の情報は、それぞれ開示すべき部分欄に掲げるとおり開示すべきである。

第2 審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、令和3年5月に実施された田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のプロポーザルにおいて、早雲商事有限会社（以下「早雲商事」という。）及び株式会社クリーン北部九州（以下「クリーン北部九州」という。）から提出された業務提案書に関する情報（以下「本件対象情報」という。）について、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項第3号の規定に該当するとして、条例第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

第3 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、業務提案書の一部を開示しないとする決定を取り消すことを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年3月31日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件対象情報に関する開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和4年4月12日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年5月6日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和4年11月22日付けで、当審議会に諮問した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) プロポーザル実施要領の規定どおりに開示するか否かについて

田川市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)の『13業務提案書等の取扱い』には、『(3)情報公開請求があった場合には、田川市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。』と記されている。

しかし、早雲商事及びクリーン北部九州が田川市に対し、『あらかじめ文書により申し出』た文書を情報開示請求したところ、田川市は「開示の請求に係る情報を所有していない」として非開示決定を行った。

つまり、早雲商事及びクリーン北部九州は実施要領の規定に基づく文書を田川市に提出しておらず、田川市が行った処分で挙げた理由は元々存在しないものと断定する。

(2) 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

本処分において非開示とした業務提案のテーマや人員配置、雇用計画、ハイブリット車などの所有状況、ISO14001などの環境マネジメントシステムへの取り組み状況等は、公表されても企業活動の妨げになるような情報とは考えられない。

非開示情報①については、あくまでも心構えという抽象的なものであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。

次に、非開示情報②についても、単に人員の確保や配置といった内容が記載されているのみであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報③についても、弁明書には、エコカーの所有状況やマネジメントの取組状況等が企業の優劣と捉えられるおそれがあると記載されているが、むしろ積極的に開示されるべき内容であると思料されるものであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報④についても、委託業務を行ううえでの一般的な内容が記載されているのみであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報⑤についても同様である。

収集運搬車両の車体のデザイン案についても、当該車両自体は公道を走行して衆人に認知されているのであるから敢えて非公開とする実益が全くない。加えて、仮に当該デザインが創作性が認められるほど独自のものなのであれば、著作権法により保護されることになるから、その意味でもやはり非公開とすることで事業活動を保護する必要性はないことになる。

以上のことから、田川市はプロポーザル実施要領の規定のとおり早雲商事及びクリーン北部九州の業務提案書の全てを開示すべきであり、本件の取消しを求める。

2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) プロポーザル実施要領の規定どおりに開示するか否かについて

本件処分の対象となった情報開示請求は、条例第5条の規定に基づく請求である。したがって、実施機関は、条例第10条第1項の規定に基づき、開示又は非開示の判断を行った。

これに対し、審査請求人は要領の規定どおりに開示すべきと主張しているが、条例に基づいてなされた情報開示請求について要領の規定により開示又は非開示の判断を行う理由はない。

また要領に「事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な理由を害すると認める情報は非開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。」と規定していることについては、開示すれば正当な利益を害する情報が含まれるおそれのある業務提案書についてあらかじめ事業者が開示に対する意見を求めることにより、事業者の正当な利益の保護を図る趣旨であるが、条例第8条第1項の規定による意見書提出とは別の手続きである。

(2) 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

実施機関が非開示とした部分のうち、以下に記載する非開示情報以外の情報については、審査請求人の主張を認める。

そのほかの実施機関が非開示とした部分が企業活動の妨げになる情報でないことについて、業務提案書の項目ごとに非開示とする理由は、次のとおりである。

非開示情報	非開示とする理由
<p>②企業の体制について（現場事務所の運営体制、業務従事者の確保策、田川市民の雇用人数及び確保対策）</p>	<p>早雲商事の「現場事務所の運営体制（人員配置など）」の6行目から17行目、「業務従事者の確保策」6行目については、収集に対する作成事業者独自の提案（人員確保対策、人員配置等）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>
<p>④委託業務遂行能力について(1)（収集計画、人員確保、住民からの相談や苦情対応策、市民への接遇）</p>	<p>クリーン北部九州の「収集計画」3行目4字目から5行目、「市民への接遇」5行目から7行目、及び早雲商事の「迅速な対応」6行目から7行目については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア（収集計画、住民からの相談や苦情対応策、市民への接遇）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>
<p>④委託業務遂行能力について(2)（作業員の安全対策、車両の維持管理方法、集積所の清潔保持方法、トラブルへの対応）</p>	<p>早雲商事の「車両の維持管理」5行目、「収集箇所（集積所）の清潔保持」全文については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア（車両の維持管理方法、集積所の清潔保持方法）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>

<p>⑤市民サービスについて(災害時の対応、環境学習、ごみ減量化に向けた方策、その他資源化物の回収促進策)</p>	<p>クリーン北部九州の「その他、資源化物の回収促進策」2行目から6行目、早雲商事の「ごみ減量化に向けた方策」全文、及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目から3行目については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア(ごみ減量化に向けた方策、その他資源化物の回収促進策)が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>
---	---

以上のことから、実施機関が非開示とした部分は、条例第10条第1項第3号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」に該当する。

第5 審議会の審議の経過

回	日程	概要
1	令和4年11月28日	審議
2	令和4年12月19日	審議
3	令和5年3月9日	審議、答申の決定

第6 審議会の判断

- 1 プロポーザル実施要領の規定があらかじめ申し出がない場合に非開示による利益を放棄するものであるか否かについて

プロポーザル実施要領には、「1.3 業務提案書等の取扱い」に、第三者への開示に係る規定がある。しかし、同規定の内容は、同実施要領による今回の事業者選定における業務提案書等の取扱いを規定しているものの、この規定に基づき非開示とすべき部分の申し出がないということが、業務提案書の内容の全部開示に同意する趣旨ま

でも含むものであるとは言えない。したがって、飽くまで、業務提案書に記載された各情報が条例に定める非開示情報に該当するか否かによって、情報を開示すべきか否かの判断を行うべきである。

2 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

条例第10条第1項第3号本文の規定は、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるものについて、非開示とすることができる根拠となる規定である。

この規定を本件対象情報に当てはめると、本件対象情報は、田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のプロポーザルにおいて、早雲商事及びクリーン北部九州から提出された業務提案書に関する情報であることから、条例第10条第1項第3号本文に規定する法人に関する情報に該当することが認められる。

また、本件対象情報のうち、実施機関が非開示とした部分が当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるか否かについては、具体的な記載内容により次のとおり判断した。

まず、別表業務提案書の内容欄の「①提案テーマ」、「②企業の体制について」、「③環境への配慮について」、「④委託業務遂行能力について(1)」、「④委託業務遂行能力について(2)」及び「④委託業務遂行能力について(3)」の情報は、法人に関する情報であることは認められるものの、開示することにより正当な利益を害するとは認められないため、開示することが適当である。

次に、別表業務提案書の内容欄の「⑤市民サービスについて」の情報のうち、早雲商事の「ごみ減量化に向けた方策」全文及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目及び3行目については、早雲商事が導入を予定している独自の方策についての記載がなされ、その内容は広く一般に公開されているものではない。

よって、これらの情報が開示されると、早雲商事においては、次回の田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のプロポーザル審査のみならず、今後の企業活動における優位性が失われることとなることが認められる。

したがって、これらの情報は、法人に関する情報であって、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められることから、非開示とすることが適当である。

3 まとめ

以上のことから、本書の第1に記載のとおり答申する。

令和5年3月15日

田川市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 森 脇 敦 史

副会長 吉 野 啓 作

委 員 阿 納 美津子

委 員 佐 藤 利 幸

委 員 鶴 田 真理子

別表

業務提案書の内容	開示すべき部分
①提案テーマ;「一般廃棄物収集運搬業務委託についての心構え」	全て
「収集運搬車両の車体のデザイン案」	全て
②企業の体制について（現場事務所の運営体制、業務従事者の確保策、田川市民の雇用人数及び雇用策）	全て
③環境への配慮について（ハイブリット車や電気自動車などのエコカー（パッカー、トラック）の所有状況、環境マネジメントシステム（ISO 14001やエコアクション）の取組状況、自社でのごみ減量化への取り組み状況）	全て
④委託業務遂行能力について(1)（収集計画、人員確保、迅速な対応、市民への接遇）	全て
④委託業務遂行能力について(2)（作業員の作業・交通安全、車両の維持管理、収集箇所(集積所)の清潔保持、トラブルへの対応）	全て
④委託業務遂行能力について(3)（緊急連絡先）	全て
⑤市民サービスについて（災害時の対応、環境学習、ごみ減量化に向けた方策、その他、資源化物の回収促進策）	早雲商事有限会社の「ごみ減量化に向けた方策」全文及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目及び3行目を除く部分